

埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金要綱

1. 制度目的

令和二年新型コロナウイルス感染症による影響の拡大により、著しい信用収縮が生じた中小企業者に対し円滑な資金供給を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とする。

2. 申込人資格要件（融資対象者）

次の（１）から（３）のいずれかの認定を受けた中小企業者（ただし、県内に事業所等を有する者であって、埼玉県中小企業制度融資要綱（以下「制度要綱」という。）第３の１（４）から（７）までに規定する要件を満たすものに限る。）

- （１）中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第２条第５項第４号の規定による認定（令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（注１）
- （２）保険法第２条第５項第５号の規定による認定（注１）（注２）
- （３）保険法第２条第６項の規定による認定（令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（注１）（注３）

3. 借入限度額（融資限度額）

6, 000万円

4. 保証割合

2.（１）及び（３）については100%（全部保証）

2.（２）については、申込金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱（平成18・9・12中庁第2号）に定める制度をいう。）の方式によるものとする。

5. 対象資金（資金用途）

経営の安定に必要な事業資金。ただし、資金用途は制度要綱第３の２に規定するものとし、埼玉県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）の信用保証付き融資の借換えに要する資金は対象とする。

6. 対象金融機関（受付機関）

制度要綱第２（８）に規定する取扱金融機関

7. 貸付形式

証書貸付又は手形貸付

8. 保証期間（融資期間）

10年以内（据置期間は5年以内）

9. 返済方法（償還方法）

原則として元金均等月賦償還とする。ただし、保証期間（融資期間）が1年以内の場合は一括償還でも差し支えないものとする。

10. 信用保証料率

本制度は信用保証協会の信用保証を付すこととし、信用保証料率は借入金額に対し、0.85%とする。

ただし、本制度における経営者保証免除対応（注4）を適用する場合は0.2%を上乗せする。

11. 信用保証料の補助

2.（1）から（3）の認定において認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のもの、及び2.（2）の認定において申込人が個人事業主かつ小規模企業者（注5）であるものについては全額を国が補助し、それ以外のものについては2分の1を国が補助する。

ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。

12. 担保・保証人

（1）担保…無担保とする。（注6）

（2）保証人…原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。また、本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。

13. 貸付金利（融資利率）

次表のとおりとする。

対象者	融資利率	
	当初3年間	4年目以降
2.（1）又は（3）の認定を受けた者	0%	年1.4%以内
2.（2）の認定において申込人が個人事業主かつ小規模企業者（注5）であるもの又は認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者	0%	年1.5%以内
上記以外の者（2.（2）の認定において申込人が個人事業主かつ小規模企業者でないものであって、認定書に記載された売上高等の減少率が5%以上15%未満のもの）	年1.5%以内	

14. 添付資料（申込書類）

信用保証協会所定の申込資料及び埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金申込書のほか、保険法第2条第5項第4号、同条同項第5号又は同条第6項の規定による市町村長又は特別区長の認定書及び本制度における経営者保証免除

対応を適用する場合は経営者保証免除対応確認書を添付するものとする。

15. 期中管理

取扱金融機関は、据置期間が1年を超える場合、据置期間中モニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対し、その内容を報告するものとする。ただし、報告について、令和2年12月31日までは当該報告を猶予することができる。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

16. 取扱期間

令和2年5月1日から令和3年3月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和2年5月1日から令和3年5月31日までに融資実行されたものとする。

17. 融資手続き等

本制度の融資手続き等については、制度要綱第5の3及び4、第6の1(2)、3及び4並びに第7から第10までの規定を準用する。

18. 借換えの特例と制限

(1) 借換保証制度要綱(平成15年1月31日付け平成15・01・30中庁第1号)の定めにかかわらず、次の①又は②の保証を責任共有制度の対象外(100%保証)となる本制度の保証で借換えることができるものとする。

① 令和2年1月29日以降から本制度取扱い開始日前日までに貸付実行された責任共有制度の対象となる保証

② 責任共有制度の対象となる本制度の保証

(2) 次に掲げる場合を除き、他の金融機関扱いの本制度の保証を本制度の保証で借換えることはできないものとする。

① 責任共有制度の対象となる本制度の保証を、責任共有制度対象外(100%保証)となる本制度の保証で借換える場合

② 法人代表者の連帯保証が付された本制度の保証を、経営者保証免除対応を適用した本制度の保証で借換える場合

注1：保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。

注2：売上高等の減少を要因としないものを除く。

注3：本制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱(平成29年10月25日付け20171023中庁第1号)を適用しないものとする。

注4：本制度において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除する。

- ①直近の決算書が資産超過であること
- ②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

注5：常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）を主たる事業とする事業者については5人）以下のもの。

注6：既設定根抵当権を除く。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行し、令和2年6月15日保証承諾分から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月16日から施行し、令和2年12月1日保証承諾分から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月22日から施行し、令和3年1月22日保証承諾分から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月18日から施行し、令和3年2月18日保証承諾分から適用する。